

知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会への意見書

平成 22 年 2 月 23 日

委員 渡部俊也

1. 国際標準などの知財活用を促進する施策

■国際標準戦略を進める研究開発に重点投資

日本の競争力に資する国際標準化戦略は、研究開発戦略や知財戦略と連動して初めて効果を示す戦略である。その意味で、研究開発戦略、知財戦略、国際標準戦略が一体となったイノベーション戦略策定が行われるべきであり、かつこれをバラバラではなく統合的に執行する体制が求められる。今回の知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会をそのような議論の場にすること、またこれによって策定された施策が実行される際には、省庁の壁を越えた効率的な執行体制によって実行されるべきである。

具体的な例として、国際標準化を進める施策をとる一方で、新興国で利用されることが難しく日本でしか普及しないような技術の研究開発に多額の投資を行ってはいは、むしろ製品やサービスの新興国への普及を妨げ、所謂ガラパゴス化を加速しかねない。そのような施策の矛盾が生じないよう、各省庁の研究開発事業の国際標準化の観点でチェックを行う仕組みを作り、国際標準化を促進する施策に重点化した投資を行う。

■特許の質の評価基準をつくる

質の低い特許であっても一旦権利付与されれば、対象製品やサービスに関与する数千件の特許のうちのたった1件に抵触していれば、その製品やサービスの差し止めを請求できるのが特許制度の特徴である。このアンバランスが世界のビジネスに与えている影響は大きい。しかし本来、ライバル企業の保有する特許については詳しく分析しているはずであるし、善意の特許流通事業者は、自分の特許を積極的に公開・周知させようとするはずなので、差し止め請求権の行使が問題になることは本来ないはずだが、現実には特許の存在をあえて積極的に周知していない非実施の権利者が、突然侵害警告を行い、高額なライセンス料の請求を求めるケースがしばしば生じは対処が難しいとされる。この問題は特許権の効力が大きい米国中心で生じているが、このような結果、ライセンス件数が増えたとしてもイノベーションシステムの観点では社会的コストにしかならないため、極力抑制するべきである。

この問題に対する対処は差し止め請求権の何らかの制約を加えることであるが、日本法による対処は現在のところ差し迫った問題ではない。むしろ、世界における質の低い特許権の行使を抑制するための基盤づくりとして、国際的に合意できる特許の質に関する客観的

評価基準を策定することが重要である。このとき、特許の質に関しては裁判での権利の安定性（有効性）に加えて、その技術の用途の記載が詳細で、サーチしやすいことも重要な質の指標となりえる。このような特許の質に関する評価基準について、日本が議論を先導して、最終的には国際的な標準に提案するべきである。

■ ライセンス・オブ・ライトの導入検討

技術標準の必須特許がパテントプールに包含されれば、他者へのライセンスを認めることとなる。その意味ではこの時点で当該特許について第三者への実施許諾を拒否しないこと、権利侵害に対する差止請求権を行使しないことを約束することになる。このような活用を前提とすれば、現行特許制度の効力すべては必要でなく、ライセンス・オブ・ライト（License of Right, LOR）制度によって（実施許諾用意制度）認められる権利、すなわち特許権者あるいは特許出願人が、当該特許について第三者への実施許諾を拒否しないこと、権利侵害に対する差止請求権を行使しないことを宣言した権利であっても支障ない。本制度は、未利用特許の利用促進など特許流通の活発化を目的とした制度であり、英国やドイツをはじめとする諸外国において導入されており、フランスにおいても 2005 年まで導入されていたもので、そのかわり特許料の減額を受けられる制度である。

これらの国で利用されているライセンス・オブ・ライト制度は少しずつ相違するが、それぞれの良い部分を取り入れ、経済的なインセンティブを高めることで、技術標準にかかわる特許の多くがこの制度を利用したものになれば、国際標準のためのパテントプールの形成が容易になる。このようなライセンス・オブ・ライト制度を設計し導入することで特許権の円滑な利用を促進するべきである。

■ 国原資のコンソシアム型研究開発事業における知財契約の設計と評価

産学官の複数のプレーヤーが参加し、技術の実用化を図るプログラムは国際標準にも結実しやすいという面で、重点化すべき研究開発事業といえる。一方このようなプログラムでは、さまざまな組織間関係から生じる利害の対立から、研究成果や知財の取り扱いに関する契約（知財契約等）が困難になり、事業目的が十分果たせないなどの問題が生じている。この対策として、①国原資の研究開発プログラムについて、知財契約等が十分検討されているかどうかを執行機関が事業採択前に十分チェックする仕組みをつくる ②事業の中間評価や終了評価の際に、知財契約等が十分機能しているかどうかをチェックする仕組みを作る ③執行機関の事業管理者や産官学の契約担当者等がコンソシアム型研究開発事業における知財契約等の要諦を学ぶ教育プログラムを開発し研修を行う、の 3 点を実施するべきである。

■アジア知財戦略の多角化

国際標準化に係る知財戦略においては、新興国とりわけアジアにおける知財戦略が重要になる。この際アジアの科学技術コミュニティと連携した開発も今後必要になって来る。このような活動を円滑に進めるために、従来エンフォースメントに偏りがちだったアジアの知財戦略に加え、成長する知識の源として期待されるアジアで生まれる知財を広く活用していくために必要な、アジアにおける知財キャパシティービルディングを支援する。具体的には、アジア各国の学術団体等と協力して①アジア各国で利用できる産学連携や国際標準化などに必要な知財マネジメント教育プログラムと、これに相当する国際知財検定を開発する ②開発したプログラムは現地で活用する他、アジアからの留学生に広く活用する体制を整える。

2. 優れた新規事業を創出する知財戦略

■産学連携における知財の活用は中小・ベンチャー振興に重点化

1999年に日本版バイドール法の整備が行われ、国立大学が法人化した2004年以降大学機関帰属の知財を活用した産学連携を初めて5年以上が経過した。その影響を技術移転、共同研究の2つの側面で見ると、大企業と共に中小企業、ベンチャーへの技術移転が進んではいるが、米国と比べてベンチャーへの移転が少ないこと、また共同研究では中小企業、ベンチャーとの共同研究では加速する方向であるが、大企業との共同研究にはそれほど促進効果が出ていないか、場合によっては契約交渉等が共同研究の障害になっているケースもある。

米国ではバイドール法は中小企業振興施策としての意味合いが強かったが、日本でも結果的に知財を活用した産学連携は中小企業、ベンチャーに強く効果が出るようになってきたといえる。日本でも知財を活用した産学連携を中小企業、ベンチャー振興に重点化して運用し、大企業との連携に関しては国際標準化や社会構造を変革するような共同研究プログラムに重点特化するべきであり、そのような場合は埋没しやすい共願特許を極力作らず、大学の知財を譲渡するなどの適切な管理を行うべきである。これに伴って日本版バイドール法についてもレビューを行い、ライセンスポリシーの考え方などを整理しガイドライン等で周知させる。

■大学のパイオニア発明を効率的に権利化する制度の確立（本件については、山本委員、荒井委員との共同提案に記載）

大学・アカデミアからの出願の際には、論文発表が先立つことも多く、簡易な手続きで

出願できる制度と、グレースピリオドの存在は重要である。前者に関しては、①PLT条約レベルの特許出願の形式要件の緩和を行うことで、研究現場からの学術論文による出願予約が可能にするように措置する。これを一定期間で本出願に切りかえることで、優れたパイオニア発明の権利化が図られる。このような制度を入れると特許の質の低下を招くとする意見もあるが、年間 100 の論文発表を行う研究室があることを考えれば、学術論文での出願予約ができることのメリットははるかに大きく、逆にすべての出願を厳密に行うことを強制すれば科学技術コミュニティの反発を招くことにつながるだけである。

またこれに加えて、②発明の新規性喪失の例外規定を大幅に緩和することが効果的である。思わぬパイオニア発明は、基礎研究から出てくることが多く、論文が先行するケースは今後も続く。その価値を判断するためには、ある程度の期間が必要で現在、新規性喪失の例外として特許庁指定の学会での発表から6ヶ月の猶予期間以内に、特許出願することは可能であるが、特許庁の学会指定を廃止し、学会発表について猶予期間を認める。同時に期間を大学の実情を踏まえ1年など適切な期間まで延長することを検討するべきである。

一方、日米欧で、グレースピリオドの有無、期間等が相違しているため、研究者の競争環境や産学連携のあり方に歪みを生じさせており、それが大学発の知的財産権の産業化において国際間格差を生じさせている。日米欧でのグレースピリオドの調和が非常に重要であり、グレースピリオドを共通に設ける際にはその公表後の期間も統一される必要がある。日本が一方向的にグレースピリオド期間を延長することは、アメリカの先願主義移行へ悪影響を及ぼす、または日米欧間での国際交渉を優先すべきと従来よりいわれているが、いまだに調和は実現しておらず目途も立っていない。むしろ我が国の制度を世界の科学技術コミュニティにとってより良い方向で改めることで国際調和を先導するべきである。また同時に監視負担の問題も考慮するべきで、どの程度の期間が望ましいのかについての実証研究を並行して進めつつ、真の合理的調和に向けた基盤を整える。

■産学連携における科学技術コミュニティへの支援

大学研究者の国原資の研究成果を教員個人の帰属とするのではなく、機関帰属とし透明性の高いプロセスで産業界に移転する仕組みは、納税者への説明責任上極めて重要なプロセスである。しかし長い間個人帰属の習慣があった大学研究者にとって、場合によってはやや未熟な大学の知財管理機関が介在することで、利害対立や緊張関係が生じているケースも少なくはない。

自らの研究成果の実用化に対する大学研究者の期待は高く、大学知財管理機関はこの点十分な配慮が必要であるが、大学の財政的な問題などが制約となって円滑な技術移転になっていない場合もある。このような問題が、結果的に科学技術コミュニティの知財制度導入に対する疑念につながることはないよう対策を講じるべきである。

このような問題を解消するために、知財管理体制が十分確立していない地方大学など

を中心に支援を行うことに加えて、研究現場に研究者側のエイジェントとしてのリサーチアドミニストレーターを配置し、機関の知財管理と調和する研究者の研究計画や産学連携の企画を進めるべきである。

■中小企業・ベンチャーと地域の支援

経営資源の乏しい中小企業やベンチャーにとって、これを補完する外部とのネットワークが成功・不成功を分かち。今後は新興国などの外国市場への進出も求められる中、地域主体で、必要な外部とのネットワーク形成（外国機関、外国企業、大学、経営人材、財務、経理、法律、知財などの専門人材等）を促し、必要に応じて支援する仕組みが必要である。

また地域の大学の産学連携活動には、新興国との産学官連携推進（川崎市の取り組みなど）や、発展途上国のBOPビジネスとの連携（九州大学の取り組み）など、地域産業にとって貴重な試みであり是非支援すべきものがある。地域に配置されたコーディネーターや特許流通アドバイザーを活用して、国内のみならず、外国へのネットワーク作りや技術移転などに関しても積極的な支援を行う。

■ユーザー視点と国際視点で特許の審査・審判・裁判制度を見直す（本件は日本知財学会の「科学技術と知的財産戦略委員会（阿部博之委員長）のまとめた政策提言 http://www.ipaj.org/symposium/symposium_11.html）に依拠した提案」

特許権に関わるプロセスは、特許庁によって行われる審査、審判と裁判所において行われる訴訟における三者の判断によって構成される。この3つのプロセスにおける的確な判断においてはそれぞれ技術的知識、特許法等の法的知識、さらに準司法として位置づけられる審判と訴訟においては民事訴訟法、行政事件訴訟法等の知識が必要である。

従ってこれら審査、審判、裁判の3つのそれぞれにおける的確な判断が有機的に組み合わせられてはじめて予見可能性の高い優れた特許制度が実現できる。しかし現在これらの制度の問題として、①審判や裁判の予見可能性が低い、②ダブルトラック問題、③特許権者の勝訴率が低すぎる。の3つの問題が指摘されている。大学や中小企業やベンチャー企業の優れた技術を権利化し活用していくためには、これらの問題の解決が不可欠である。この問題の対策としては審査・審判・裁判のそれぞれのプロセスが有機的に連携する以下のような仕組みを確立する必要がある。

1. 審判制度の法的側面の水準向上のために、審判官研修とインターン制度の創設、審判官の法曹資格取得支援制度の創設、法曹資格者の審判官任用制度などを整備する必要がある。
2. 調査官、専門委員制度の改革による裁判官の技術面でのサポート制度を充実するために、調査官の増員、調査官の公募による充実と専門委員制度の運用改善、共同調査制度の導

入、裁判官付き調査官制度の導入を進める必要がある。

3. 知財高裁・地裁知財部裁判官については、知財部裁判官を知財専門家、準専門家を養成する、弁護士任官、裁判官の出向・留学などをすすめるべきである。
4. 知財裁判の予見可能性の向上のために、技術分野ごとの先例データベース（進歩性判断、技術的範囲の解釈）を整備する、一部重要な審査基準は法令化（委任立法、規則）して裁判の予見可能性水準を向上する。ダブルトラック問題に対する対処として有効推定の原則等の制度を検討する、裁判統計データの整備と公開を進める、などが実施されるべきである。
5. 知財裁判の国際調和を牽引するために、知財（特許）裁判所長官会議の主催、知財裁判官会議の主催、知財裁判官の相互派遣、知財判例の英訳配信 などを進めるべきである。
6. 理工系出身の法曹資格者を増員し将来の知財司法人材の育成に努めるべきである。